

日野都市計画地区計画の決定（日野市決定）

都市計画多摩みなみが丘地区地区計画を次のように決定する。

| | |
|--------------------|---|
| 名 称 | 多摩みなみが丘地区地区計画 |
| 位 置 | 日野市南平二丁目地内 |
| 面 積 | 約 11.9 ha |
| 区域の整備・開発及び保全に関する方針 | <p>地区計画の目標 本地区は、既に形成されている低層な住宅地を主体とした良好な住環境の保全を図るとともに、敷地内緑化の推進により快適で魅力ある住宅地としての形成を図る。</p> <p>土地利用の方針 低層住宅地として緑豊かでうるおいのある良好な住環境を形成させるため、計画的な土地利用を図る。</p> <p>地区施設の整備の方針 地区内に一体的に整備されている道路、公園等をその機能が損なわれないように維持、保全する。</p> <p>建築物等の整備の方針 低層な住宅地として住環境を保全するため、建築物の用途の制限、建築物の敷地面積の最低限度、壁面の位置の制限及び建築物の高さの最高限度を定め、建築行為を誘導、規制する。 また、垣若しくはさくは、緑化を図るとともに、地震時の倒壊を防止するために、生垣を主体とした構造の制限を定める。</p> |

| | | |
|-------------|----------------|--|
| 位 置 | 日野市南平二丁目地内 | |
| 面 積 | 約 11.9 ha | |
| 地区建築物等に係る事項 | 建築物の用途の制限* | 次の各号に掲げる建築物以外の建築物は、建築してははならない。ただし物置、車庫その他これらに類する付属建築物はこの限りでない。 1. 住宅（3戸以上の長屋を除く。） 2. 事務所兼用住宅 3. 店舗兼用住宅 4. 診療所兼用住宅 |
| | 建築物の敷地面積の最低限度* | 150 m ² |
| | 壁面の位置の制限 | 建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から敷地境界線までの距離は1m以上とする。 ただし、この距離の限度に満たない距離にある建築物又は建築物の部分が次の各号の一に該当する場合においては、この限りでない。 (1) 物置その他これに類する用途（自動車車庫を除く。）に供し、軒の高さが2.3m以下で、かつ、床面積の合計が5 m ² 以内であること。 (2) 自動車車庫で軒の高さが2.3m以下であること。 (3) 外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3m以下であること。 (4) 増築又は改築に係る建築物の既存部分であること。 |
| | 建築物の高さの最高限度* | 建築物の高さは、地盤面から9m、軒の高さは6.5mをそれぞれ超えないこととし、かつ、階数は地階を除き2以下とする。 |
| | 垣若しくはさくの構造の制限 | 道路に面する垣若しくはさく（門柱を除く。）の構造は、生垣又はフェンスとする。 ただし、高さ1.2m以下のコンクリートブロック塀等はこの限りでない。 |

「区域については、計画図表示のとおり」

*知事承認事項
理由 本地区は、現に形成されている良好な地区環境を、さらに快適でうるおいのある住宅地として誘導し、将来にわたって維持・保全するために地区計画を決定する。